

会 派 民 主 要 望 項 目 一 覧

平成30年度9月補正分

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>1 小中学校の空調設備の整備について 小中学校における猛暑に備えた教育環境整備を、スピード感をもって行うこと。</p>	<p>小中学校のエアコン設置については、設置者である各市町村がそれぞれの判断に基づいて、国の交付金事業を活用するなどして整備を進めている。県では、市町村が計画するエアコン設置事業が円滑に進められるために、国に対して十分な交付金予算を確保するよう要望を続けているところであり、引き続き、市町村と連携しながら子どもたちの学習環境を改善するよう努めたい。</p>
<p>2 県庁舎の空調について 熱中症特別警報発令日など、特に気温が高い日における庁内の空調については、残業する職員の立場に立ち運用すること。</p>	<p>現在、庁舎の空調設備については、集中管理方式になっており、時間外勤務を行う職員の課室ごとに個別に空調を運転・温度調整等することはできないため、夏季期間中平日夜間、休日等において時間外勤務を命じられた職員については、必要に応じて扇風機を使用することができることとしている。</p> <p>なお、災害対応等のため休日や夜間に全庁的に時間外勤務が生じる場合には、状況に応じて空調の運用を行うよう検討したい。</p>
<p>3 豪雨時の河川対策について (1) 豪雨時の内水対策が必要な箇所について把握するとともに、必要な対策を早急に講じること。</p>	<p>過去の水害経験から内水被害が発生する箇所は把握しており、排水ポンプの配備を順次進めている。また、重要水防区域については、国・市町村や水防団体と連携し水防活動に取り組んでいく。</p>
<p>(2) 豪雨時にバックウォーター現象が発生する可能性がある箇所を把握し、必要な対策を講じるとともに、県内の重要水防区域について点検し、必要な対策を講じること。</p>	<p>県内河川における背水（バックウォーター）の恐れがある箇所は把握しており、大路川等必要な箇所においては、完全バック堤の整備を進めている。また、県内の重要水防区域については、今後も引き続き、出水期前や出水期中の点検を行うとともに、出水時には国・市町村や水防団体と連携して水防活動に取り組んでいく。</p>
<p>(3) 県管理の河川において、河川内に木が繁茂し、大木化しているものも見受けられる。増水時に橋脚にひっかかれば溢水の原因となり得るため、危険箇所を早急に点検し、緊急度の高い箇所から対応すること。</p>	<p>平成30年7月豪雨での出水により河川内に堆積した土砂の掘削については、今後の出水に備えて7月補正（専決）で予算計上し、速やかに工事実施しているところである。また、河川内樹木伐開については、日常点検や出水後の緊急点検において危険箇所を把握し、河川の阻害状況や背後の土地利用状況を勘案し、優先順位を考慮して対応していく。</p> <p>【7月補正（専決）】河川維持管理費 280,000千円</p>
<p>4 避難所となる公立学校の施設整備について 次々起こる自然災害に備え、災害時の避難所指定にされている公立学校の設備の充実に努力すること。</p>	<p>避難所に指定されている県立学校の体育館については、トイレの洋式化・多目的化を行うとともに無線LAN環境やテレビ視聴設備の整備を行っている。併せて、市町村立学校の体育館についても県立学校と同様の環境整備を推進するために、市町村に対する補助制度を創設し、防災機能の強化に向けた取組を後押ししている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>5 ドクターヘリの発着場整備について 中西部地域のドクターヘリの発着場について、増設を急ぐこと。</p>	<p>現在の鳥取県ドクターヘリの県内の場外離着陸場数は、東部106、中部29、西部28である。</p> <p>地元消防局、市町村等と協議の上、現在、中部12箇所、西部50箇所の追加指定に向け必要な手続き（航空法の場外離着陸場許可基準の適合性、ダウンウォッシュによる周辺への影響や砂塵の飛散防止対策を確認するための現地調査、場外離着陸場指定に向けた図面作成など）を進めており、終了次第、追加箇所の運用を開始する予定である。</p> <p>なお、ドクターヘリは、事前に許可を得た場外離着陸場における離着陸が原則であるが、救急現場近くに場外離着陸場がない場合や一時的に使用できない場合等には、場外離着陸場以外の場所でも、機長が着陸可能と判断した場合は離着陸可能である。</p>
<p>6 島根原子力発電所に係る対応について (1) 島根原子力発電所の事故に備えた広域住民避難計画を、できるだけ早期に実効性あるものへとバージョンアップすること。そのために必要な道路等のインフラ整備や増設が必要な避難手段を明確にし、それらを早期に事業実施するため、国に要望するとともに、県での取り組みを進めること。</p>	<p>広域住民避難計画については、計画の実効性を高めるため、訓練等を通じた検証を行い、PDCAサイクルにより計画を深化させている。</p> <p>また、要望のあったインフラ整備等については、県域を越える広域避難にも備え、輸送手段や避難先の確保、避難に使用する道路の30km圏内の一体的整備、広域の交通規制等に係る調整の具体的な仕組みの構築をこれまでも国に要望しており、引き続き要望していく。</p>
<p>(2) 30km圏外についても必要な箇所については避難計画を策定すること。</p>	<p>県の地域防災計画及び広域住民避難計画を策定する際に、西部町村会とも協議を行った結果、国の指針に基づく重点区域の30km圏の範囲だけでなく、30km圏外の地域も考慮した現在の計画を策定している。</p> <p>具体的には、原子力災害の事態の進展等に応じ、必要な場合は、30km圏内と同様に予防的防護措置を含めて、屋内退避や避難等の防護措置を実施することとしており、従来から米子市、境港市だけでなく、西部町村とも住民への普及啓発や原子力防災訓練において連携して取り組んでいるところであるが、今後、必要性の意向が出てくれば検討を行いたい。</p>
<p>(3) 県民に対する原発事故、避難について啓発事業をさらに実施すること。</p>	<p>原子力防災に関する普及啓発については、講演会の開催やケーブルテレビによる広報番組の放送、原子力防災訓練、避難先及び避難経路確認訓練等を行うとともに、今年度より原子力防災ハンドブックを県内全戸に配布する等の取組を行っている。</p> <p>原子力災害時において、避難の受入れ等も含めて住民に適切な対応をとっていただくためには、こうした日頃からの普及啓発が重要であると考えており、今後も引き続き、全県民を対象としてさまざまな方法で取組を進めていく。</p>